

普通会員の資格に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本学生陸上競技連合（以下、「この法人」という。）の定款、会員に関する規程に定めるほか、普通会員の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 普通会員は、定款第47条第2項に定める地区学生陸上競技連盟（以下、「地区学連」という。）の会員であって、次の各号のいずれかを満たさなければならない。

(1) 学校教育法第1条に定める学校のうち大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という。）の学生であること。ただし、高等専門学校の学生は、入学後3年次を経た者とする。

(2) 前号のほか、この法人が認める大学及び高等専門学校に準ずる学校等の学生であること。

2 前項の要件を満たしていた場合でも、休学期間は、資格が停止するものとする。

(外国人の資格取得)

第3条 前条に定める資格を有する日本以外の国籍を持つ普通会員は、本来所属すべき国またはテリトリーの陸上競技連盟から競技者資格及び競技会参加許可を証明する書類を添えてこの法人に入会しなければならない。

ただし、1年以上日本国に在住し、かつ母国の陸上競技連盟に登録したことのない者及び継続登録の学生はこの限りではない。

2 各国発行の事前承諾書は、この法人から公益財団法人日本陸上競技連盟（以下、「日本陸連」という。）へ提出しなければならない。また、国際陸上競技連盟から求められたときは、日本陸連から事前承諾書を関係機関へ提出することがある。

(日本実業団陸上競技連合登録者の進学)

第4条 日本実業団陸上競技連合登録者が第2条に定める資格を取得し、この法人に入会する場合、直前に在籍していた所属先（以下、「所属先」という。）の責任者の承諾書を添えてこの法人に入会しなければならない。ただし、進学の1年以上前に所属先を除籍した者についてはこの限りでない。

(位置づけ)

第5条 普通会員は、この法人への入会手続きを完了することによって、日本陸連登録会員となる。また、同時に、次項により選択する日本陸連加盟団体である都道府県陸上競技協会（以下、「陸協」という。）登録会員となる。

2 普通会員は、陸協のうち、次の各号の要件を満たす陸協を1つ選択する。

(1) 卒業した中学校、卒業した義務教育学校又は前期課程修了時まで在籍した中等教育学校の所在地がある都道府県の陸協

(2) 卒業した高等学校、卒業した中等教育学校又は3年次まで在籍した高等専門学校の

所在地がある都道府県の陸協

- (3) 在籍している学部・学科等の所在地にある陸協
- (4) 住居地にある陸協

(登録の期間)

第6条 登録は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項に関わらず、当該年度の登録申請は毎年12月20日までとする。

(会員証)

第7条 この法人は、普通会员に対し、普通会员登録証を発行する。

(スポーツ安全保険)

第8条 普通会员は、入会と同時にスポーツ安全保険に加入するものとする。

2 前項の掛金は、本人の負担とする。

(会員情報の変更の手続き)

第9条 普通会员は、入会の際に届け出ている内容を変更する場合又は年度途中で退会する場合、次の各号の手続きを行うものとする。

- (1) 加盟校は、指定の変更届(退会届)を地区学連に提出する。
- (2) 地区学連は、前号の変更届(退会届)をこの法人に提出する。
- (3) この法人は、前号の内容を日本陸連に通知する。

2 普通会员は、年度の途中で都道府県陸協の所属を原則変更することはできない。やむを得ず変更した場合は、6カ月を経過しないとこの法人及び地区学連関連の大会を除く日本陸連及び地域陸協主催等の大会に出場できない。

ただし、新旧都道府県陸協がその所属の変更を止むを得ないものと認めた場合はこの限りでない。その場合は、変更の理由を証する書面並びに新旧都道府県陸協の承諾書を添付して、前項と同様この法人に提出し、この法人は、日本陸連に変更申請する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成23年5月28日理事会決議)

(平成23年12月10日理事会決議)

(平成27年5月23日理事会決議)

(2019年(平成31年)3月9日理事会決議)

(2021年(令和3年)12月4日理事会決議)